

●計画期間 平成29年度～令和9年度(11年間)

●経営の基本方針

第5次津久見市総合計画(H28～R7)で掲げた、『安定的で安全な水の提供』に向けて取り組んでまいります。

●投資(支出)試算の検討

○建設改良費

(単位:千円)

	前々年度	前年度	R5	R6	R7	R8	R9
建設改良費	14,895	6,818	19,861	45,632	42,260	94,260	52,720

建設改良費のうち主なものは、保戸島地区における老朽管更新(H27～R8)、また、仁宅浄水場のろ過地及びダム改修(R5～R9)などを予定しております。

○収益的支出

	前々年度	前年度	R5	R6	R7	R8	R9
収益的支出	27,034	36,317	24,566	23,898	23,447	23,346	24,980

収益的支出のうち主なものは、職員の人件費、光熱水費、薬品費、水質検査手数料、浄水場の管理委託や企業債の償還金利子です。

給水人口の減少による水需要の低下に伴う配水池や中継槽の廃止等の影響を考慮しております。

○企業債償還金

	前々年度	前年度	R5	R6	R7	R8	R9
償還金(元金)	17,968	19,928	20,887	25,867	31,149	40,080	43,243

償還金については、仁宅浄水場のろ過地及びダム改修等で償還金はR9年度以降にピークを迎え、その後減少していく見込みです。

●財源(収入)試算の検討

○使用料収入

	前々年度	前年度	R5	R6	R7	R8	R9
使用料収入	10,739	10,366	10,088	9,888	9,701	9,595	9,341

使用料については、給水人口の減少に伴い年々減少していく見込みです。

○企業債発行額

	前々年度	前年度	R5	R6	R7	R8	R9
企業債	10,600	5,800	27,900	46,100	42,200	92,000	50,000

企業債については、建設改良費のうち老朽管布設替工事等、対象となるものについて、辺地債、過疎債を優先して借入れを予定しています。

○繰入金

	前々年度	前年度	R5	R6	R7	R8	R9
繰入金	37,900	36,520	33,897	38,709	44,255	55,391	60,902

給水人口の減少により料金収入も減少する事から、一般会計からの繰入金は増える見込みとなりますが、その抑制に努めていきます。

●未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

○上水道との統合について

課題等を検証し、住民意向を考慮しつつ、その実現に向けた取組を行ってまいります。

●経営戦略の事後検証、更新に関する事項

毎年度、進捗管理を行い、また3～5年ごとに見直しを行うことにより、事後検証、更新を行ってまいります。

津久見市簡易水道事業経営戦略

令和 6 年 4 月

津久見市上下水道課

目次

1. 事業概要.....	1
2. 将来の事業環境.....	2
3. 経営の方針.....	3
4. 投資・財政計画.....	3
5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項.....	4
(別紙 1) 経営比較分析表	
(別紙 2) 収支計画	

津久見市簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 大分県津久見市

事 業 名 : 保戸島・四浦東地区簡易水道事業

策 定 日 : 令和 6 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 令和 9 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供用開始年月日	昭和 35 年 3 月 1 日	計 画 給 水 人 口	2,100 人
法適(全部・財務) ・ 非 適 の 区 分	法非適	現 在 給 水 人 口	772 人
		有 収 水 量 密 度	0.44 千m ³ /ha

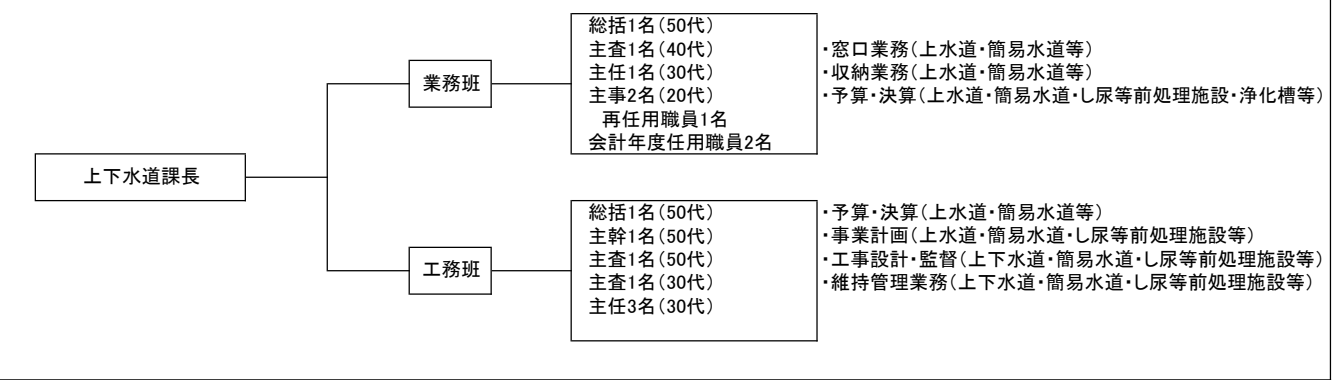
② 施 設

水 源	☒ 表流水 , ☒ ダ ム , ☐ 伏流水 , ☐ 地下水 , ☐ 受 水 , ☐ その他 (複数選択可)			
施 設 数	浄水場設置数	2	管 路 延 長	18.01 千m
	配水池設置数	4		
施 設 能 力	560 m ³ /日	施 設 利 用 率	33	%

③ 料 金

料金体系の 概要・考え方	当初は、企業債償還金や収益的支出を元に料金設定をしていたが、その後保戸島に渡る海底送水管を含む送水管路の布設替工事や他の簡易水道事業等との統合整備に多大な費用が発生したことに伴い、企業債償還金等が増加してきた。 しかしながら、料金は既に本市の上水道料金や他の事業体と比較しても高い水準にあることから、値上げには至らず、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ないのが現状である。			
		基本水量	使用料金	超過使用料(1m ³ につき)
	水道使用料	5m ³	770	230円/m ³
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	昭 和 61 年 5 月 1 日			

④ 組 織



(2) これまでの主な経営健全化の取組

本市では、平成19年度より、簡易水道事業の上水道への統合を進めてきた。平成18年度に10カ所あった簡易水道事業が平成27年度には「保戸島・四浦東地区簡易水道事業」の1ヶ所を残すのみとなっている。

また、平成28年度から平成29年度にかけて、配水池や中継槽の廃止に取組むとともに、令和6年度から公営企業会計（法適化）に移行し、その後上水道との統合を目指す。

*1 「広域化」とは、①事業統合、②経営の一体化、③管理の一体化、④施設の共同化をいい、それぞれの内容は以下のとおりである。なお、将来の広域化に向けた他団体との勉強会の設置や人事交流等について説明すべきものがあればその内容も記載すること。

①経営主体も事業も一つに統合された形態、②経営主体は一つだが、認可上、事業は別の形態、③維持管理業務や総務系の事務処理などを共同実施あるいは共同委託等により実施する形態、④浄水場、配水池、水質試験センターなどの施設を共同保有する形態

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表)を添付すること。

別添(1)

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

行政区域内人口の推計を津久見市人口ビジョンを参考に算出した

津久見市人口ビジョンは5年毎の推計のため、確定分以外については、5年間で変動した人口を5で除して1年当たりの人口とした。

表中R4からR5の行政区域内人口の変動率をR4の給水人口に掛けて、R5の推計の給水人口とし、R6以降は順次、同様の方法で算出した。

[illegible]

(2) 水需要の予測

本水道事業には企業等の大口の水利用者がいないことから、R3とR4それぞれの有収水量を給水人口で除した値の平均値に、(1)で推計した給水人口を乗じて算出した。

[illegible]

(3) 料金収入の見通し

本事業には、企業等の大口の水利用者がいないことから、R3とR4それぞれの使用料金を給水人口で除した値の平均値に、(1)で推計した給水人口を乗じて算出した。

	前々年度	前年度	R5	R6	R7	R8	R9						
使用料金	10,739	10,366	10,088	9,888	9,701	9,595	9,341						

(4) 施設の見通し

今後10年間に対応年数を超える配水池などの池状構造物については、順次、防水塗装工事等を実施し施設の延命化を図る。また、管路については、10年後には全体の33.2%が経年管となる見込みであるが、保戸島地区において、R3年度にメイン管である送・導・配水管の更新が完了し、今後その他の老朽管の更新事業に取り組んでいる。

一方で、給水人口の減少に伴う水需要の低下により、必要の無くなる施設（配水池1カ所、中継槽3カ所、加圧ポンプ室4カ所）については、H29に廃止が完了し、引き続きポンプ交換費用、タンク清掃費用、動力費等の削減を図る。

(5) 組織の見通し

(1)の④で示したように全ての職員が上水道事業と兼務という形になっている。上水道事業においては今後、施設の耐震化等の事業も推進する事から現状の体制をとるものと考えている。

しかしながら、上水道事業との統合及び施設の包括管理委託等も合わせて組織の見直しを検討していく。

また、これとは別に水道事業に精通した職員の不足が懸念されることから、人材の確保に関して人事部局との調整が必要になると考えられ

3. 経営の基本方針

1. 安定供給

水道は、健康で豊かな生活を営む上で、必要不可欠な社会基盤であるため、将来においても永続的に水を供給する事が必要である。しかしながら、今後、人口の減少に伴う料金収入の低下、経年化施設更新及び施設の耐震化、水道技術継承の問題等、大変厳しい現状にある。そこで、さまざま手法により財政的・技術的な基盤を強化し、安定した水供給を図る。

2. 安心・安全

安心で安全な水が供給できるよう、今後も水質管理を徹底し、また、水質事故等の有事の際にもスムーズな対応ができるように、水質事故対応マニュアルを策定する。

3. 災害対応

大規模地震や大雨災害、渇水等による断水や給水制限に備え、応急給水などの迅速な対応と早期復旧を目指した災害対策マニュアルの策定を検討する。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別添(2)のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画) の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	本経営戦略における、今後の投資計画については、老朽化に伴う施設の更新工事が重点事業となる。更新事業は、事業費の平準化に務めると共に、効率的かつ計画的な実施を行い、水の安定供給を図る。
-----	---

- ① 平成28年度と平成29年度には、平成27年度から実施をしている、布設後48年を経過した送水管布設替工事を実施する。
- ② 平成28年度及び平成30年度と平成31年度において老朽化した配水池の防水塗装工事及び配水池廻り配管の整備工事を実施する。
- ③ 平成29年度と平成31年度には、老朽化による漏水の多い地区の配水管の布設替工事を実施する。
- ④ 令和2年度には、保戸島地区において、緊急時の遠隔監視装置を設置する。
- ⑤ 令和5年度から令和6年度にかけて、仁宅浄水場のろ過地の改修工事を実施する。
- ⑥ 令和6年度から令和9年度にかけて、本市管理のダム改修(躯体の防水補修)及び堆積土砂撤去(大分県管理ダム含む)を実施する。
- ⑤ 令和7年度から令和14年度にかけて、老朽化の著しい配水管を中心に布設替工事を実施する。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	財源においての中心は、水道料金である。人口減少に伴い料金収入は減少していくが、既に水道料金は高い水準にあり、給水区域における高齢化率は65%を超えており、料金値上げは難しい。そのため、可能な限り企業債、国・県の補助金等を活用し、一般会計からの繰入金を少しでも軽減するよう努める。
-----	---

- ① 料金収入については、本地区には企業等の大口の水需要もなく、地区における普及率もほぼ100%であることから、R3とR4Iにおいて、一人当たりの平均の年間使用料に推計した給水人口を乗じて算出した。
- ② 企業債に関しては、建設改良費のうち、対象となるものについて計上した。
- ③ 国庫補助金においては、簡易水道事業の基幹改良事業を予定しており、事業費の1/3を計上し、残りを水道事業債及び辺地債、過疎債に対応するように計上した。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ① 令和3年度から令和4年度までの決算額を元に計上した。
- ② 企業債の元利償還金は、既往分に新たな発行分を見込んだ上で計上した。
- ③ 光熱水費については、水需要の減による減少を考慮し計上した。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	-
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	給水人口の減少に伴う水需要の低下により、必要の無くなる施設(配水池1ヶ所、中継槽3カ所、加圧ポンプ室4カ所)については、H29に廃止が完了し、将来的には2つある浄水場のうち蔵谷浄水場の廃止も検討し、より一層のコストの縮減を図る。
施設・設備の合理化 (スベックダウン)	-
施設・設備の長寿命化等の 投資の平準化	-
広域化	手数料等の削減が期待できるので、今後検討を重ねていく。
その他の取組	平成29年度に策定した新水道ビジョンの中で上水道との統合について課題等を検証し、令和6年度から公営企業会計(法適化)に移行した。 その後、検証を重ね早い段階で上水道との統合を目指す。

② 財源について検討状況等

料 金	-
企 業 債	-
繰 入 金	-
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	-
その他の取組	平成29年度に策定した新水道ビジョンの中で上水道との統合について課題等を検証し、令和6年度から公営企業会計(法適化)に移行した。 その後、検証を重ね早い段階で上水道との統合を目指す。

*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委 託 料	2つある浄水場のうち1つが廃止できれば管理委託料の削減ができる
修 繕 費	-
動 力 費	2つある浄水場のうち1つが廃止できれば動力費の削減ができる
職 員 給 与 費	-
その他の取組	平成29年度に策定した新水道ビジョンにおいて、上水道との統合について、検証を重ね早い段階で上水道との統合を目指す。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	毎年度進捗管理を行う。 3～5年毎に検証を実施し、見直しや更新を図る。
-------------------------	--

経営比較分析表（令和4年度決算）

大分県 津久見市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D4	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	
－	該当数値なし	4.92	4,570	

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
15,868	79.48	199.65
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
772	1.30	593.85

グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和4年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益の収支比率・・・給水収益や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた額をどの程度賄えているかを表す指標。給水収益で費用をも賄えていない状態が続いており、一般会計からの繰入金で対応しています。

④企業債残高対給水収益比率・・・給水収益に対する企業債残高を表す指標。給水収益は給水人口の減少に伴い年々下がっており、また平成27年度から地方債により老朽施設の更新事業を実施しているため、今後この比率は高くなっていくと考えられます。

⑤料金回収率・・・給水に係る費用がどの程度給水収益で賄われているかを表す指標。人口減少に伴い、回収率が減少傾向にあります。なお、料金は既にかなり高い設定であるため、施設の統廃合等を検討し、費用の抑制に努めていきます。

⑥給水原価・・・有収水量1m³当たりどれだけの費用がかかっているかを表す指標。送・配水管の布設替や施設改修等に要した費用（起債）の償還が大きく影響していること、また水源がダム（表流水）に依存しているため、その処理費用も比較的高いことが要因であり、今後もこの比率は高くなっていくと考えられます。

⑦施設利用率・・・施設の利用状況や適正規模を判断する指標。給水人口の減少に伴う配水量の減少が原因と考えられます。今後は、施設の統廃合やダウンサイジングを検討していく必要があります。

⑧有収率・・・施設の移動が収益に繋がっているかを判断する指標。漏水箇所の解消を積極的に取組むことで、有収水量率の更なる向上に努めていきます。今後とも配水流量の監視を行うと共に漏水調査等を実施し、有収率の向上に努めていきます。

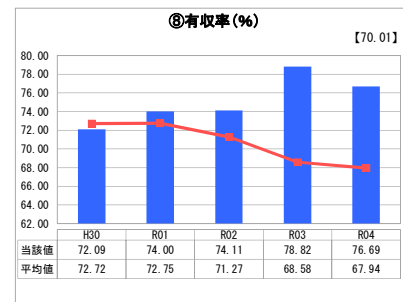
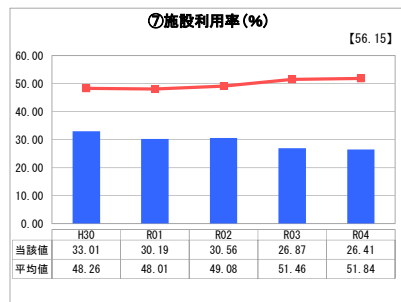
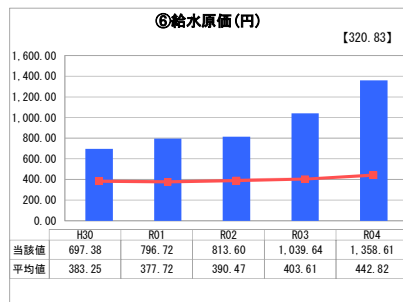
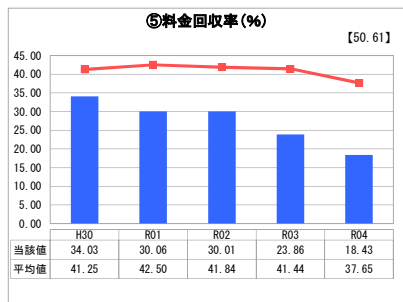
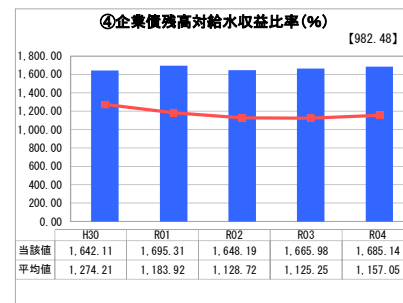
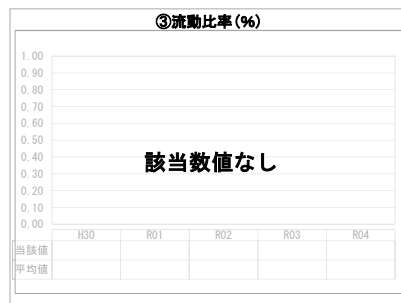
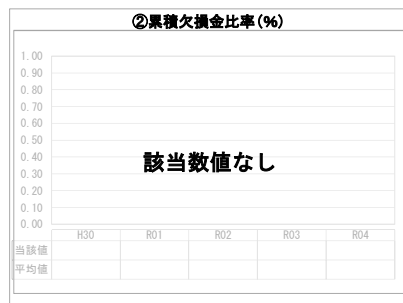
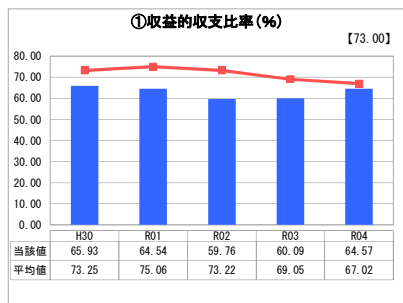
2. 老朽化の状況について

③管路更新率・・・管路の更新ペースや状況を把握する指標。管路の更新は老朽化した送・配水管の布設替等計画的に実施していますが、施設改修事業等に影響され、全体的に低い数値となっています。今後も管路以外の施設の更新や耐震化等を控えていることから、資金調達方法を含む更新計画をたて、更新率の促進に向け取り組んでいきます。

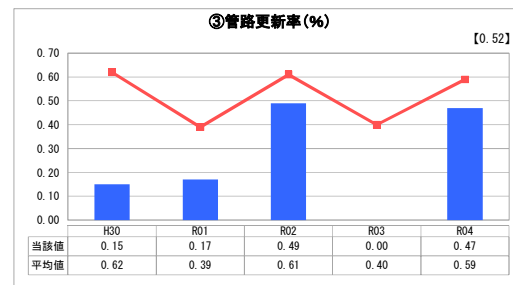
全体総括

料金収入は、給水人口の減少に歯止めがかからず、前年度比較で減少しています。当市の料金は既に高い水準にあり、高齢化率も高いことから、値上げは非常に厳しい状況です。これに加えて、管路や施設の更新事業を確実に実行する必要があります。このようなことから、経営の健全性・効率性を見直し令和6年4月から公営企業会計に移行し、ダウンサイジングを含めた施設の更新計画を作成して、上水道との統合を目指します。

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



(単位:千円, %)

年 度 区 分			前々年度	前年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度						
			〔決 算 績〕	〔決 算 績〕	〔決 算 込〕	〔決 算 込〕	〔決 算 込〕	〔決 算 込〕	〔決 算 込〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	27,041	36,319	24,566	23,898	23,447	23,346	24,980						
		(1) 営 業 収 益 (B)	10,739	10,366	10,088	9,888	9,701	9,595	9,341						
		ア 料 金 収 入	10,739	10,366	10,088	9,888	9,701	9,595	9,341						
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他													
		(2) 営 業 外 収 益	16,302	25,953	14,478	14,010	13,746	13,751	15,639						
		ア 他 会 計 繰 入 金	15,637	15,574	13,677	13,310	13,046	13,051	14,939						
	イ そ の 他	665	10,379	801	700	700	700	700							
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	27,034	36,317	24,566	23,898	23,447	23,346	24,980						
		(1) 営 業 費 用	24,660	34,167	22,191	21,746	21,341	21,284	21,228						
		ア 職 員 給 与 費	9,368	9,347	9,347	9,347	9,000	9,000	9,000						
		ウ ち 退 職 手 当													
		イ そ の 他	15,292	24,820	12,844	12,399	12,341	12,284	12,228						
		(2) 営 業 外 費 用	2,374	2,150	2,375	2,152	2,106	2,062	3,752						
ア 支 払 利 息		2,374	2,150	2,375	2,152	2,106	2,062	3,752							
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他															
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)			7	2											
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	32,863	26,746	48,120	71,499	73,409	134,340	95,963						
		(1) 地 方 債	10,600	5,800	27,900	46,100	42,200	92,000	50,000						
		資 本 費 平 準 化 債													
		(2) 他 会 計 補 助 金	22,263	20,946	20,220	25,399	31,209	42,340	45,963						
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金													
	(6) 工 事 負 担 金														
	(7) そ の 他														
	資 本 的 支 出	2 資 本 的 支 出 (G)	32,863	26,746	48,448	71,499	73,409	134,340	95,963						
		(1) 建 設 改 良 費	14,895	6,818	19,861	45,632	42,260	94,260	52,720						
		ウ ち 職 員 給 与 費													
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	17,968	19,928	20,887	25,867	31,149	40,080	43,243						
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
	(5) そ の 他			7,700											
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)					△ 328									

収支計画

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度	前年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度						
		〔決 算 績〕 〔実 績〕	〔決 算 績〕 〔実 績〕	〔決 算 達〕 〔見 込〕	〔決 算 達〕 〔見 込〕	〔決 算 達〕 〔見 込〕	〔決 算 達〕 〔見 込〕	〔決 算 達〕 〔見 込〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	7	2	△ 328										
積 立 金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)	319	326	328										
前年度繰上充用金	(M)													
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	326	328											
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)													
実 質 収 支	黒 字 (P)	326	328											
	(N)-(O) 赤 字 (Q)													
赤 字 比 率 (	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収益的収支比率 (	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	60	65	54	48	43	37	37						
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額	(R)													
営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益	(B)-(C) (S)	10,739	10,366	10,088	9,888	9,701	9,595	9,341						
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率	((R)/(S)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模	(V)													
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率	((T)/(V)×100)													
他 会 計 借 入 金 残 高	(W)													
地 方 債 残 高	(X)	176,910	174,682	181,694	201,927	212,978	264,898	271,655						

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度	前年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度						
		〔決 算 達〕 〔見 込〕	〔決 算 達〕 〔見 込〕	〔決 算 達〕 〔見 込〕	〔決 算 達〕 〔見 込〕	〔決 算 達〕 〔見 込〕	〔決 算 達〕 〔見 込〕	〔決 算 達〕 〔見 込〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕
収 益 的 収 支 分		15,637	15,574	13,677	13,310	13,046	13,051	14,939						
	うち基準内繰入金	1,417	1,303	1,188	1,072	1,024	966	1,442						
	うち基準外繰入金	14,220	14,271	12,490	12,239	12,023	12,086	13,497						
資 本 的 収 支 分		22,263	20,946	20,220	25,399	31,209	42,340	45,963						
	うち基準内繰入金	6,454	7,582	8,984	9,964	10,168	12,047	13,476						
	うち基準外繰入金	15,809	13,364	11,236	15,435	21,041	30,294	32,488						
合 計		37,900	36,520	33,897	38,709	44,255	55,391	60,902						